

海幕経第173号
令和7年3月24日

各 地 方 総 監
大 湊 地 区 総 監
第 1 術 科 学 校 長 殿
補 給 本 部 長
艦 船、航 空 補 給 処 長

海上幕僚監部総務部長
(公 印 省 略)

原価調査に関する実施要領について（通知）

標記について、別冊のとおり通知する。

なお、令和7年3月24日から実施し、原価調査に関する実施要領について（通知）（海幕経第231号。28.4.20）は廃止する。

添付文書：別 冊

写送付先：海上幕僚監部首席会計監査官

第4術科学学校長

各基地隊司令

各防備隊司令

父島基地分遣隊長

稚内基地分遣隊長

第24航空隊司令

各航空基地隊司令（硫黄島航空基地隊司令を除く。）

各基地分遣隊長

松前警備所長

原価調査に関する事務処理要領

海上幕僚監部総務部

1 総 則

(1) 趣 旨

この事務処理要領は、海上自衛隊で調達する装備品等及び役務に係る契約の原価調査（契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策について（通達）（防経装第4627号。25. 3. 29）別添第5第2項により実施する調査をいう。）に関する事務処理に関し必要な事項を定め、調査の円滑化を図るとともに、適正な原価調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 用語の定義

ア 契約担当官等

防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年度防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。

イ 契約相手方

原価調査の対象となる契約を締結した契約相手方をいう。

ウ 実際原価

契約相手方が事業基準に基づいて、契約履行のために支出又は負担した財貨の実際消費量をもって計算した原価をいう。

エ 実際価格

実際原価に契約相手方の定める率を加えた価格をいう。

オ 総監部等

地方総監部、地区総監部、補給本部、艦船補給処及び航空補給処をいう。

カ 原価計算課長等

総監部等の原価計算課長及び当該課が設置されていない部隊においては予定価格算定を所掌する配置の者をいう。

(3) 原価調査の意義

原価調査は、契約条項に基づき実際原価及び実際価格（以下「実際原価等」という。）に関し、企業の保有する諸記録を調査し必要に応じ事実を確認し、当該契約の実際原価等を、当初の見積に該当する費用計上の有無にかかわらず、発生した原価をできる限り正確に把握し、当該原価調査の対象となる契約の支払金額に影響を及ぼさないことを前提として、事後の契約での適正価格算定の資とするために行う。

(4) 原価調査の適用基準

契約一般条項に調査が約定されている契約のうち、契約担当官等が必要と認めるものに対し適用する。

(5) 原価調査の実施時期

原価調査は、当該原価調査の実施に係る契約の相手方との調整を含め、契約

の履行完了後に行うことを原則とする。

(6) 原価調査の実施者の基準

原価計算課長等を主体とする。

なお、部隊等の事情を考慮して総監部等に依頼することができる。その際、当該契約担当官は、調査に協力しなければならない。

2 原価調査の実施要領等

(1) 原価調査実施の通知

契約担当官等は、原価調査を実施するに当たり、契約相手方に対して原価調査実施通知書（別紙様式第1を基準とする。）をもって通知し、原価調査の実施について協力を求めるものとする。

(2) 契約相手方の提出資料

契約担当官等は、原価調査実施通知書に定める原価調査の開始年月日までに実際原価（実際価格）計算書等調査に必要な書類を契約相手方から提出させるものとする。

(3) 原価調査の実施単位

ア 加工費

総工数、原価費目別の工数、仕様書番号別の工数等、可能な限り細分化し精緻な調査を行い、工数の発生状況をできる限り正確に把握し、有効な分析ができるように十分な検体を収集するものとする。

イ 加工費以外の原価費目

原価の諸要素が明確にできるレベルまで細分化した単位で調査するものとし、実際原価等の発生状況をできる限り正確に把握し、有効な分析ができるように十分な検体を収集するものとする。

3 原価調査結果の整理、報告等

(1) 原価調査結果記録簿の作成

原価計算課長等は、調査結果を原価調査結果記録簿（別紙様式第2を基準とする。）に整理し、契約担当官等へ報告する。その際、原価計算課長等は、海上幕僚監部総務部経理課長からの求めに応じて、調査結果を得るために使用した資料を含む記録簿を提供する。

(2) 原価調査結果の審査及び反映

原価計算課長等は、調査の結果、有効な傾向を導出できた場合、以後の同種契約の予定価格の算定に反映させるものとする。

4 原価調査の依頼等

契約担当官等は、契約相手方の事業所、工場等が他の契約担当官等の近傍にある場合等は、当該契約担当官等と事前に協議した後、原価調査依頼書（別紙様式第3を基準とする。）により、原価調査を依頼することができる。また、必要に応じて複数の契約担当官等が、合同で原価調査を実施することができる。

5 原価調査結果の共有

各契約担当官等は原価調査結果に関する情報を共有することができる。

6 原価調査実施不能の場合の措置

(1) 原価調査実施者は、契約相手方の拒否、その他の理由により原価調査の全部又は一部の調査を実施できない場合は、当該部分の調査を保留し、その旨を契約担当官等に報告するものとする。

(2) 報告を受けた契約担当官等は、海上幕僚監部総務部経理課長に対し、次について通知するものとする。

ア 調査対象の契約相手方事業所の商号及び住所

イ 調査予定の範囲

ウ 契約相手方の拒否の理由

エ 今後の対応

住 所

会社名

役 職 氏 名 殿

契約担当官等

部品及び役務契約に係る発生工数等の原価調査の実施について(通知)

標記について、〇〇〇〇契約一般条項第〇〇条に基づき、下記のとおり原価調査を行いますのでお知らせします。

記

1 目 的

海上自衛隊との契約における実際原価を把握することで、以後の原価計算業務の精度向上を図り、適切な防衛予算の執行に資するものです。

2 実施期間

3 実施場所

4 調査官

番 号	配 置	階 級	氏 名	備 考

5 調査対象契約
別紙のとおり。

6 調査方法

対象契約について、事前に提出していただく実際原価（実際価格）計算書等調査に必要な書類に基づき、調査官が御社において原価元帳等による実績確認をさせていただきます、必要に応じて実績資料の確認をさせていただきます方法とします。

実際原価（実際価格）計算書等調査に必要な書類については、（年月日）までに準備をお願いいたします。

細部につきましては、当担当者から貴担当者に別途調整させます。

原価調査結果記録簿

契約相手方：

番 号	調達要求 番号等	原価費目	見 積 (実際価格分)	原価元帳値	調整額	実計書の値	比 率	備 考

7」
別紙様式第3
年 月 日

契約担当官等 殿

契約担当官等

原価調査依頼書

標記について、下記のとおり依頼する。

記

- 1 対象会社
- 2 対象契約
- 3 希望調査期限
- 4 その他
- 5 担当者（連絡先）

添付書類：契約一件書類